

# 報道の自由と民主主義—日本の進むべき道

古賀茂明氏の講演から

2/11 信教・思想・報道の自由を守る宮城県民集会

安倍首相は、昨年2月の施政方針演説や8月の「戦後70年談話」を通して、明治期のよきところを「西洋列強」をめぐり「憲法9条を改正して自衛隊の統合を宣言した。」と改憲の動きが強まる

憲法9条を改正して自衛隊の統合を宣言した。選挙後に自衛隊の派遣と改憲の動きが強まるのは必至である。

報道の自由への政府の介入が強まっていることが重大である。安倍首相と放送局の幹部の会食が頻繁に行われ、そのたびに放送局が自

粛をし、番組の変更を行ってきた。放送人がジャーナリストとしての社会的使命を投げ捨て、権力に従順な社員に成り下がっている現状は深刻である。放送法3条は「放送番組は、法律に定める権限に基づき場合でなければ、何人から干渉され、又は規律されることのない。」としている。憲法21条の「表現の自由の保障」に基づくものである。

私たちは、安倍政権の戦争への道に對抗し、平和への道を大きく掲げて、戦争に反対する人も、原発に反対する人も、経済をよくしたいという人も、みんな一緒に大きく輪になって、いまの日本の改革をすすめていきましよう。(編〇)

## 2/20 第26回 宮城はたらく女性のつどい 笑いヨガで心も体も リフレッシュ



作り笑いでさえ、笑うことは健康にいいという。いやなことも「キャンセル、キャンセル」と吹き飛ばし、いつまでも健康でありたい。笑う機会が多くなる社会にしたいものですね(^)o(^)

## 憲法カフェ (第10回)

### 住民投票と地方自治

今回の「憲法カフェ」は片平の組合書記局で、仙台法律事務所所長 染谷昌孝弁護士を講師に迎え、「住民投票と地方自治」と題してお話いただきました。

お話しでは、まず住民投票の意義と類型について説明され、続いて憲法92条における「地方自治の本旨」に

ついて、地方自治が住民の意思に基づいて行われる民主主義的要素を有すること、そして住民投票は住民自治の原則が具体化されたものと定義付けされました。そして最近賑わせた大阪都構想の事例を挟んで、具体的事例として米軍普天間基地変換に伴う代替海上ヘリ



(高橋禎雄さん)

## 3/5~6日 全大教東北地区職種別懇談会 あそべの森で楽しく情報交換



3月でもまだ雪が多く残る弘前の百沢温泉で、ゆっくり温泉を楽しみながら他大学の多くの教員の組合員と、年棒制についてや有期雇用職員の無期転換の話題、看護職の年休取得への秘策など有意義な情報が飛び交いました。また参加したいですね。

ポート建設について那覇地裁(平成12年5月9日判決)の判旨を中心に分析が行われました。この訴訟では住民投票結果の法的拘束力の有無について争われましたが、判旨では「住民投票の結果を参考とするよう要請しているにすぎない」とされています。

今回のお話しではこれを「諮問的な住民投票を認める立場にある」と思われる」と分析、位置付けられました。今参加人数は12名。今